

第六十三回国会
参議院通信委員會會議錄第十八号

昭和四十五年四月二十八日(火曜日)
午前十時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 近藤 信一君
理事

委員

國務大臣
郵政大臣
井出一太郎君

郵政省経理局長 溝呂木 繁君
事務局側

說明員
郵政大臣官房首
席監察官
中根 敬一君

今日の会議に付した案件

○郵便切手類売さはき所及び印紙売さはき所に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、

○簡易郵便局法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（近藤信一君）　ただいまから通信委員会を開会いたします。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

郵政大臣から本法律案の趣旨説明を聴取いたします。井出郵政大臣。

○國務大臣(井出 二郎君)　ただいま議題となり
ました郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由
を御説明申し上げます。

郵便切手類及び収入紙の売りさばき人に対して支払う現行の売りさばき手数料の率は、昭和四十三年四月に改正されて今日に至ったものでありますが、その後における労賃の増加傾向を勘案いたしまして、適正なものに改めようとするものであります。

改正内容は、売りさばき人の買い受け月額一万円以下の金額に対する手数料の率を百分の九から

百分の十に、一万円をこえ五万円以下の金額に對する手数料の率を百分の五から百分の六に引き上げようとするものであります。これによりましてすべての売りさばき人に對する手数料が増加することになるのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願ひ申し上げます。

（委員長（近藤信一君））本法律案に対する質疑はあらためて行なうことにいたし、本日は説明聴取にとどめたいと存じます。

○委員長（近藤信一君）簡易郵便局法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法法律案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。

○永岡光治君 簡易郵便局初め小局の運営について若干伺いたいと思います。

まず、簡易郵便局法が昭和二十四年の国会に提案されました当時の連記録を私拝見させていただいたわけですが、当時の国務大臣でありました小澤大臣からその提案にあつての質疑応答

の中で、次のようなことが明確にされておるわけであります。すなわち、その地方公共団体なり農協その他に請け負わせるのは、結局、どこかの職員なり嘱託に事務を行なわせることになって、その労働搾取ということが行なわれないだろうか、そういうことは心配ないのか、心配があるのじゃないかという千葉委員の質問に對しまして、いや、そういうことはないんだ、そういうことをさせないために、私も個人の請け負いを差し控えたのだと、こういう実は説明であります。その項を読み上げますと、「むしろ労働を強化する」というような形にしなければならんというように考えておるの

この個人の請負に範圍を拡大するという事になったのか、具体的な事情の変化、従来の郵政省の方針が変わった具体的な社会情勢、そういうものはどういふところからこういふふうに変つたのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。大臣無理であれば、所管の郵務局長でもけっこうであります。

○政府委員(竹下一記君) 簡易局の委託契約の相手方といたしましては、昭和二十四年にこの法律ができました当初から市町村、それに農業協同組合等でございますが、わけても市町村に委託をするという事を第一のねらいにしてあるわけでございます。その方針でまいったわけでございまして、そういうことで、その方式でやっております。だんだん成果をあげまして設置局数もふえるという実態を續けておたつたわけでございまして、昭和三十年ごろになりましたよく実態をながめてみますと、公共団体委託という形ではございませうけれども、その中身をよく見てみますと、嘱託というふうな形で非常に個人色の強い形で、いわゆる私どもは再委託というふうなことを俗に使つておりますけれども、そういう形で簡易郵便局の仕事が行なわれておる、こういう実態がだんだん明らかになつてまいつたわけでございまして、そういう実情をも勘案いたしまして、昭和三十三年に郵政審議会が小局のあり方を大臣に答申いたしました。例の特定局制度調査会の答申の中にもこの問題を取り上げておりまして、簡易郵便局はその実態をながめてみると、個人色が非常に強くなつて、いわゆる個人委託という色彩が強く出てきておる。さすればその実態に着目して、むしろ個人委託というふうなことを正式に認める方向で簡易局を今後設置していくべきではないかと、意味合いの答申もなされたわけでございまして、法律のねらいはあくまでも市町村にあったわけでございまして、それが時代の変遷と同時に、いま申しましたようなことで市町村委託ということが維持できなくなつてきておるといふのが今日の姿であらうと思ひます。中身もこれ

は千差万別でございまして、市町村の中には簡易局を非常に熱心にみずからの仕事としてやつておられるところもあるわけでございまして、中にはやや荷やつかいに感じておる。と申しますことは、経済的な負担がかかるということ、職員をさかなければならぬという、これも経済的な負担の一つだと思ひますが、そういうことのために簡易郵便局の仕事だんだん敬遠しておるといふ実態があるわけでございまして。

それから、二十七年の国会におきます経緯でございまして、当時の高瀬大臣の御答弁は、これはただいまの郵政省の小局運営の姿勢とそう変わつていないように、私はただいまの御説明を聞きまして感ずるわけでございまして、これも何回もこの場で繰り返しておりますけれども、特定局を設置しましてやつていったほうがいい地況につきては、あくまでもこれは特定局を設置してやつていくわけでございまして、特定局をもつてやるべきところを簡易局で肩がわりするといふ考え方は実はないわけでございまして、簡易局を置きましますのは、あくまでも取り扱ひ量の非常に少ない、へんぴな地方に限つて置いてまいらうといふ趣旨でございまして、私どものとつております方針と矛盾がないように考えるわけでございまして。

○永岡光治君 いまの郵務局長の御答弁でございしますが、二十七年当時、高瀬大臣から答弁がありましたが、簡易局といふ変則的な制度はやめると、あるいは、簡易局といふ変則的な制度はやめると、こういう廣瀬さんの質問に対して、そういうふうにしなすといふことですね。ですから方向はやはり消極的に――積極的とは反対の消極的にしか考へられないのが簡易郵便局であるはずなんです。できるだけ特定局――いわゆる直轄機関を置かなければならぬ。ところが、これが今度の場合は、そうでないように私は考へられるものですか、その消極的なものが積極的に変わったのかどうかといふことを、まず御答弁いただきたいのと、もう一つは、特定局制度調査会の答申を引

例をいたしておりましたが、私は、その経緯の問題についてとやかく言ふものじゃありませんけれども、やはりその中にも反対意見もかなりあるわけですね。簡易局を置くべきでない、こういう個人請負にすべきでないという意見もかなりあるわけですね。その意見を私ども非常に考えなくてはならぬと思ふのでありますけれども、こういう公共機関といふものは、やっぱり個人に請け負わせるべきでない、直接国民に接する機関でありますから、できるならばそういうものを考えないほうがいいのじゃないかといふ意味の反対意見が実はあるわけでありまして、そこでいま答弁の中に、地方公共団体あるいはその他農協、漁協等に請け負わしておるけれども、実態はそここの職員がやつてゐるではないかといふ答弁であります、だから個人でいいといふことにはならないのであつて、むしろその職員であればこそ、地方公共団体なり、あるいは農協なりといふ一つの公共機関が郵政省に対して責任の持てる態勢にあるわけですよ。だから個人でやつてもちつとも差しつかえないといふことが言えるのであつて、そのワケをはずさされてしまつたらば、これはたいへんなことになると思ひます。そういう意味で、私どもは個人の請負といふものについては、非常に警戒すべきじゃないか、こういうことを従来から申し上げておるわけでありまして、断つておきますが、窓口機関の普及については、私どもこれもこれを否定するものでありません。むしろ、まだ足りないことは十分承知をしておりますし、それを拡充しろという意見にはちつとも変わりはないのであります、その取り扱ひ機関の形態なり、内容において個人請負といふものは問題があるのではないかと、たとえば出張所なり、あるいは分室なり、いろいろ考えれば方法があるはずだけれども、そういうことを抜きにして一躍飛躍して個人が請け負うといふことにやはり問題がある。特に再三繰り返しますけれども、当初、提案された当時の趣旨も健全なる地方公共団体、特にしっかりとした役場に重点をおきたい、これが原則なんですといふこ

とを言つてゐるこの提案の趣旨からいいますと、非常に大きくはずれてきておるわけですよ。だから、それがどうも私は具体的な事情の変化といふものはいまはないじゃないか、あるとすればどうだと、これを質問しているわけでございまして、御答弁では、個人が実態としてやつてゐるじゃないかといふお話ですが、個人は、それは団体の中の職員であつて、個人ではないわけでありまして、だからそここ意義があるわけでありまして、あるいは為替業務やその他にいろいろ金銭上の不祥事件が起きた場合なんかも、それは個人のほうがあぶないにきまつてゐるわけですよ、それは。だから、そういう意味で私は事情の変化はないと見ておるのだけれども、あなたは事情の変化があるとすれば、どういふ具体的な情勢の変化があつたのかといふことをお尋ねしておるわけですよ。

○政府委員(竹下一記君) この法律改正案を持ち出しました発端といひますか、そのほうは実はもう一つあるのであります、これはへんぴな地方で郵政窓口がほしいという要望の強いところ、これは全国でざつと二千方所ばかりあるのであります、それに簡易局を置くことにつきていろいろと検討いたしましたところ、そこには市町村の施設がないという実態がございまして、そうしますと委託契約の相手方がないわけでありまして、から、これはもう個人委託という新しい道を開くほか開局の方法がないという問題にまづぶつたわけでございまして、それが第一なんです。

第二の点は、先ほどのお話にございまして、市町村を契約の相手方にしております中で、その実態が個人請負のはうに移つておるといふ、その問題でございまして、市町村役場は従来どおり開局を引き受けてやつてもらふということが望ましいのであります。ただ、しさいにその市町村の内情を私ども伺いますと、先ほど申しましたように、開局の運営については非常にまあ荷が重い

たように、台湾といったような気持ちは見えませんが、かりに個人委託という道が開かれるならば、そのほうへ切りかえたいという意向を率直に漏らされるところもあるわけでございまして、私も、私どもとしては、この制度の開始いたしました二十四年当時の思想から申しまして、できるだけ市町村にやってもいいという気持ちはいまなお持っておるわけでございます。そういうことで市町村には従来どおりのことでやっていただくように今後も話をしますし、お願いするつもりでいるわけでございますが、中にはこの際個人委託の道が開かれたのであるから、そのほうへ切りかえたいという要望が出てくることは予想されるし、これは防ぎようがなからうと、その程度のことを考えておるわけであります。

○永岡光治君 質問と答弁がかみ合わないわけで非常に残念ですけれども、いまおっしゃいました市町村の機関には普及の限度があつて、個人でなければなかなか受けない地域が残らなくなつた、だからそこをやるんだ——それは初めからわかつておるわけですか。そういうことは、この簡易郵便局の当初から一体どういう地域にあるかわかつておるはずでありますから、私は事情の変化ではないと思つたのです。当初からそれはきまつておるわけですか。それは今日まで閉鎖した方が多少あつたかもしれませんが、それは本質的に事情の変化ではないと思つた。だから、具体的に個人に請け負わせなければならぬかという事情の変化はないと実は判断してゐるわけですが、食い合いませんから、これ以上追及いたしまして、これは平行線をたどると思つた。しかし、当初簡易郵便局を地方公共団体を重点に置いて委託するということがなつたその基本的な考えは何か。これはあらゆる郵政事業の基本であると思つたのです。まずこれが公共事業だということ、それから、独占事業だということ、この二つがすべてこの事業の基本になつて運営され、計画されなければならぬという信念を持っておりますから申し上げるわけですが、それゆゑにこそ国民に迷惑

をかけてはいけません。だから、できるだけ監督を強化し、指導をしなければならぬということから、地方公共団体という一つの責任を持つる団体を選んで私は思つたのです。そして若干いふおっしゃるようなところがあつたとしても、これは教育の場合でもそうですが、やはり地方公共団体がそういう公共的な使命のあるものについて若干の負担をすることは、私は郵政当局もお願いしてちつとも差しつかえないと思つてゐるわけですね。その地域の住民の便利になるについて、郵政省の財政でまかない切れぬとすれば、その地方の財政が一部この負担をしていくというものは、それは無理な注文ではないと思つた。ですから、これを公企業であり、独占機関だということのこ

とを重点に置く限りは、やはり簡易郵便局なるものもやたらに個人にばらばら広げようということでは決して称賛するべきことでは私はないと思つた。あつた意味ではこれは邪道だと思つておられます。だから、いま局長は、これはできるだけ公共団体のほうにもお願いしなければならぬという話でありまして、ぜひこれは、もう頼み込んででも公共団体なり、それから農協なりその他をお願いをして、この維持を続けてもらいますと同時に、新しく置かれる場合でも、まず地方公共団体その他に、ぜひあなたのほうで引き受けてくれるかどうかという私は積極的な行動があつてしかるべきだと思つたわけでありまして、この点についてはいかがなものでしょうか、これは大臣のほうがかえつていいかと思つたわけですが、いかがでございますか。

○永岡光治君 ところで、これまた簡易郵便局の設置されました基本に触れるわけでありまして、私が繰り返す言ひは、これだけ重要な公企業でありまして、独占企業でありますから、指導監督というものをのりつぱにつけていかないと——これを勵行していかないと、思わざる方向について混乱を来す。そういうことがありますよというのを申し上げてみたいと思つたわけでありまして、その意味において質問をいたすわけでありまして、今日特定局というものが全国で約一万五千ですが、あるようですが、この監督指導というものは、具体的にどういふ監督指導をやつておいでになるのでしょうか。

○政府委員(野田誠二郎君) 特定郵便局は、御指摘のように数は多過ぎますけれども、一応第一次的には、組織上、制度上では地方郵政局長が管理監督をいたしております。そのほかに、いま申し上げましたように、非常に数が多いこと、しかも津々浦々といふことが、非常にへんびなところまで特定郵便局が存在しております。そういう関係上、補助的なものとして特定郵便局長業務推進連絡会といふものを設けまして、これを集団的に管理をいたしておるわけでありまして、これはあくまで特定郵便局長の管理監督の補助をする補助的な機構、こういうことでございまして。

○永岡光治君 特推連と私も言つておりますが、そういうことだらうと思つたが、それについての指導監督は、そういう組織をつつたからそれでいいというものではないと思つたのです。どういふふうな監督指導しているかということなんです。一つの郵政局管内にいたしますと千三百から千五百だろふと思つたのですが、とてもじゃないが、私はいまの体制では指導監督は行き届かない。このように考えておるもの一人でありまして、具体的にどのよう指導監督をしておるかというところで、具体的な方法ですね、これを承りたいわけですが。

○政府委員(野田誠二郎君) これは地方郵政局長の監督の方法としまして、これはいろいろあるらうと思つたのです。またこれの性質によりましていろいろ変わつてくると、かように考えるのであります。具体的に指示を与える場合もある、いろんなやり方について事前に承認を求めさせるという方法もあるわけですね。また事後に報告の提出を求める、こういうこともあらうかと思つたが、いろいろ何と申しますか、法律なり省令なりその他規則、通達等でおのおのきまつておること以外につきましては、地方郵政局長にこれらの具体的な方策につきましては一任をいたしておる、こういうことでございまして。

○永岡光治君 やはり具体的な明確な、私の質問しようとする質問に対して御答弁がないのは非常に残念に思つたわけでありまして、私も地方に参りまして、いろいろ局を歩いてまいりますと、どこの県に限らず、非常に私も地方へ参る機会があつておるわけでありますが、まず十局歩いて三局ないし四局はたいがい不在です。きつめて勤務がルーズです。その反面、職員に対する締めつけとか、出勤が一分おくれたらばそれも青欠の対象にして、一分、三十回おくれたらば三十分の青欠の処理をしてゐる今日の事情であります。非常に管理者の、特に特定局に対する監督なり指導のルーズさには実はあきれておるものであります。冒頭私が触れましたように、公企業である、独占事業だといふことをぜひ考えてほしいというところは、ここに意味があるわけでありまして、けれども、特にいろいろグループをつつておられますが、いまの特推連というふうな、これは官製機構のようになつておるが、それでいい。それでなくて、特定局長会といふ会合もあるように聞いております。そういうものの動きは今日どうかというところ、適切な指導監督をしておるとは私はどうもお見かけできないのです、勤務体制にしても、あるいはその他の団体の動きにいたしまして、国家公務員です、しかも特に公正中立を守らなければならぬ管理職の地位にあるものであります。それが今日どうでありまして、私は、これは相当反省をし、郵政当局もこれに対する指

導監督を強化してまいらなければならぬのではないかと気がしてならぬのであります。そういうことについてどういうふうに考えておるか。大臣は就任早々でありますからあまり詳しい実情を御存じないと思いますから、所管の責任者のほうから、私はこれについての御答弁をいただきたいわけですが。

○政府委員(野田誠二郎君) いま特定郵便局長の職務といふのは、あるいは執務態度等について御質問があったのでありますけれども、たとえばおの全特の構成員になつておられるか、あるいは、いづれにいたしましても全特の構成員も国家公務員であります。活動については当然にいろいろな制約があるわけでございます。役員が会の仕事のために遠方に旅行する場合には当然年次休暇なりあるいは欠勤の手続をとる。これは果次にわたつて郵政局長から通達を流す。あるいは会議等で指導いたしておりますが、一般の服務規程の順守というふうなことは十分これを要請いたしております。しかも相当といふか効果があらがうておるうちにわれわれ考えておるのでございます。先生がお回りになるときに十局のうち三局ぐらいの局長が不在だといふお話があったのであります。御承知のように貯金なり保険なりの奨励関係の事務につきまして、特定郵便局長の働く分野が相当多からうと思つております。特に貯金業務につきましては、特定郵便局が大体年間の郵便貯金の総純増の約七五〇程度を集めておることに記憶いたしております。保険につきましても大体年度目標の三分の一くらいは特定局方面で消化をいたしておるうちに記憶をいたしております。そういう面での局外での奨励活動というふうなことも相当数が多いのではないかと考えております。また現在のうちに何と申しますか、服務関係でも非常にやかましい時代、あるいは非常にあらゆるものが民主化された時代、一般の従業員にだけこういう服務規律の厳守ということが要請せられて、管理者である局長が野放図にやつておるというふうにはわれわれ考えていないわけ

ありまして、いま申し上げましたような奨励活動というふうなことの面にさかれる時間というものは相当多くを占めておる、かように考えておるのではありません。

○永岡光治君 まあ貯金、保険を集めるために少し出勤がルーズになつてもいいのではないかと、これは管理職のみならず職員についても同様でございます。それは片手落ちだと思つて、管理者だから出勤はよろしい、しかし職員が貯金を集めるときには一応局に出動して、それから出なければならぬ、こういうことになると思ふのです。それはちよつと不合理だと思ふのですが、そういう子供の論議をしようとは思つておりません。ただ私が感ずることは、これは地方を回りましても、局長さんどこへ行くのだ、これから山へ行くのだといふのがおるのだから……それは牧歌的ではほえましいところもあらありますが、やはりそういうふうな野放図的な郵政省の管理というものがやはり今日の小局を担当している管理者について野放図な動きをさせているのではないかと、これは感じとれるのであります。たとえば一例をいまして特定局長会館というのがございますね、あの役員は特定局長ではないのですか。

○政府委員(野田誠二郎君) いまお話しのはあれは全特会館かと思つておりますが、この関係といふは、全特会館を維持経営している団体の役員は特定局長であります。

○永岡光治君 それは、役員になる場合は郵政省の認可を得ておるわけでしょうね。

○政府委員(野田誠二郎君) そのとおりでございます。

○永岡光治君 そうして以上は、その特定会館について、公務員ですからね、公務員としてあつて郵便局の仕事以外のことをやつておるわけですから、相当なやはり関心を持たなければならぬと思つておるのですが、その経営なりその他について、実は私も地方に参りまして、いろいろ話を聞くわけでありまして、今度相当欠損を

出しまして、文句を言わずに各郵便局長から一万円ずつ取り上げるのだというふうなことで非常に困つておるというふうな話も聞くのであります。が、そういうことを郵政当局は御存じでございますか。

○政府委員(野田誠二郎君) 一応承知をいたしております。

○永岡光治君 それは公務員として、郵政当局が放任してゐるというふうなことを考へておられますか。

○政府委員(野田誠二郎君) いまお話しの特全特会館でございますけれども、これは建設資金のうち、特定郵便局長以外からの借入れ金が一億五千七百万円、こういうことになっております。で、現在この借入れ金に対する利息の支払いと元金の返済というものが今後の全特会館の運営に相当大きな影響を与える、こういうことが予想されるというところから、これは全国の各特定郵便局長から一百万円ずつこれを借り入れたというところからいまして、いま申し上げました、部外からの一億五千七百万円というものを全部解消する、こういうことをきめたようにわれわれは聞いておるのであります。この一千万円の資金の拠出につきましては、とにかく一千万千の特定郵便局長がおるわけでありまして、中にはある程度不満の者があろうか、こういうふうに一応考へることはできるものであります。が、いづれにいたしましても、これは全国特定郵便局長協会連合会といふものがこれら設置維持の主体であります。郵政大臣が認可をしております公益法人であるこの全国特定郵便局長協会連合会の内部の問題である、かようにわれわれ理解しております。

○永岡光治君 私も、その内部のこまかいことにとにかく言うことは差しひかえたいと思つて、やはり国民に郵便事業を通じてサービスをする管理者の責任といふことを考へると、やたらにそういういろいろなものをつくつて、欠損を生じて、それをまた特定局長に割り当ててしまふ、それはやはりどうしても不満がありますね。やはりその意味でも、指導面で緊張を欠いておるのではない

いかという気がしてならないのであります。独占事業である公共企業に携わる管理者であれば、もう少し身を慎んで処していかなければならぬのが、私は当然じゃないかと思ふのですが、それがどうもルーズになつておる。これは小局の運営についてやはり監督が十分ではないかという感じが強くしてならぬのであります。だから、そういうことを考へてまいりますと、どうしても簡易郵便局長におきまして、ましてやこれは公務員ではございませぬ、個人でございませぬから、これは政治的な行動も自由でありますだけに、政治的な動きがどんどんやれるということになると、私はこれまたたいへんなことになつておるのではありません。そういうことを考へますと、どうも郵政当局は政治権力に弱過ぎるのではないかと。国民の負託にこたえて、独占企業である公共企業といふものをどうして皆さんはしっかりと腹をかまえて、これを指導していかないのだらうかという不満が多いのであります。だから同様に、この小局、簡易郵便局についての指導監督については、よほどこれはしっかりと監督をせよと、鬼つ子になつてしまふ。事業がどこか変な方向に走つてしまふ。そういうことになつてしまふおそれがあるわけでありまして、指導監督については、どういふような腹がまえで、具体的な方法を考へておるのでございませうか。この際、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(竹下二一君) 省といたしましては、あくまでもへんびな地域の人たちに郵政業務の窓口サービスを提供するというのが最終のねらいであるし、唯一無二のねらいでございます。したがって、その面につきましては今日までもいろいろなことをして、簡易郵便局業務が間違いなく正しく行なわれるための措置を講じてきておるわけでございますが、今後その姿勢に変わりはございません。その方向でまいらなければならぬと考へておる次第でございます。ただ、簡易郵便局を個人受託いたしました場合に、この人たちは公務員でございませぬので、いろいろの面でいゆる公務

員が受けまうところのいろいろな束縛、規制というものを受けないわけでございますから、そういう中からいよいよおっしゃいますように政治的な動きが出てまいって、業務運営の面で問題が生ずるといふようなことがあつてはいけないと思ひます。この人たちは民間人でございまして、どのような政治的思想を持ち、また政治活動をするかということは、これは自由でございまして、郵政省はこれを束縛する何らの根拠がないわけでございますけれども、そのことのために簡易郵便局の業務がうまくいかない、サービスが悪くなるということがありますと、これは一大事でございまして、今後さらに個人受託に切りかえるわけでございますから、さらに厳正なることを措置してまいりたい、かように考えております。

○永岡光治君 私も労働組合に關係した一人でありますから、たとへばこういう場合が予想されなことはだれも保障できないと私は思ひますけれども、請負料が安いので引き上げようとする団体をつくつて、簡易局の皆さんが上げてくれないうとストライキをやる、これは規制はできませんよ。ほかにかわるべきものがないと思ふんですよ。へんぴなところでは窓口を締めてしまふ。そういうことも否定はできない、またないという保障も私はないと思ふ。そういうこともあろう。そこで私は申し上げたいわけですが、おそらく局長はそういうことを絶対しないというのを私は確信いたしておりますが、そういうことも予想されますがゆゑに、公共的な仕事であるので、そういうことを請け負うものについては、よほどしっかりした監督指導というものが必要なんだ。こういうことを私は申し上げておるわけでありまして、しっかりと指導といふべきけれども、いふ實際に簡易郵便局の指導監督に当たつてゐるのは特定局ですか。簡易局所在の近くの郵便局の主事さんなどが一日かそこら回つてやつてゐるものでございまして、その程度ではやっぱり私是不十分だと思ひますが、これはどういふように考えておりますか。

○政府委員(竹下二記者) 簡易局の監督につきましては、簡易局を十九条でもって第一次の監督を受け持つ集配局長がやることになっております。法律の規定はそれだけでございまして、内部措置といふことは、かなり事ここまかに簡易郵便局の日常の仕事につきまして受け持つ集配局長がこれを注目し、検査をするという仕組みになっております。ちよつとこまかくなりますが、そのことについて申し上げますと、毎月の取り扱い手数料の請求事務がございまして、このことにつきましては簡易局から請求書及び計算書というものを分任支出官あてに提出するわけでございますけれども、そのときに受け持つ集配局長がこれをまづ点検する。そして要求の内容に間違いがないか、間違いがございました場合にこれを訂正させることもできるわけでございます。そうして、受け持つ集配局長の証明付で分任支出官あてに請求書が出来る、こういう中から受け持つ集配局長が簡易局の運営にございまして検査監督をするという仕組みがつくられておるわけでございます。それから、毎日の仕事につきましては出納日報を統轄局の調査課に送るといふ規定になっておりますが、これにつきましては日報に証拠書類をつけて受け持つ集配局長にまづ提出するわけでありまして、集配局長はこれを点検いたしまして間違いのないところと調査課へ送付すると、こういう毎日の仕事になるわけでありまして、こういうような措置をとるような規程をつくつてあるというところで、日常の業務運営につきましてはかなりのこまかい点につきまして、いま申し上げましたような監督の系統を規定してございまして、まづまず個人受託になりまして、これだけの措置を講じていけば誤りなく運営ができるのではなからうかと、かように私も確信しておりますわけでございます。

○永岡光治君 確信を持つてゐるようでありまして、これ以上の追及はいたしませんけれども、どうぞ指導監督にはよほどしっかりした体制で、しかも具体的に指導していただかないと、たいへんなことになると思ひますが、そこでお尋ねしておきたいのですが、かりに簡易局が個人受託になりますと、どんなふうな、相当な数になると思ふのですが、その人たちが団体をつくつて、ある一部の政党と緊密な結びつきが強くなるということは望ましいことと思つておられますか、それとも公共的な仕事をやっておる人の立場から考えれば、望ましいことではないと思つておられますか、どちらでございませうか。

○政府委員(竹下二記者) なかなかむずかしいお尋ねでございますが、返答に苦むわけでございますが、周囲を眺めてみますと、簡易局とまづくりではございませぬが、多少似たものがあるものでございまして、切手類の売りさばき人の集団がございまして、これは組合をつくつております。郵政大臣の認可を得て組合をつくつております。そして多少団体の利益向上のために活動もしておると、こういう実態もございまして、そのことのために私も特には、その人たちの活動はたいへん健康、常識的なことでございまして、特に問題としては問題意識がないわけでございます。そのほかにはあまりこういったものはないのでありますけれども、簡易局の場合に受託する個人の方々がそういう団体を結成されるということがありまして、これらの人たちは選挙の中においてたいへん人格者を選考し、りっぱな人を選考するわけでございますので、そういう人たちが結成される、そういう組合がございまして、その活動はきつとたいへん常識的なものであり、健全なものであると確信するわけでございます。

○永岡光治君 これは大臣にお尋ねしたほうがいいかと思つておりますが、私は団体をつくることはいけないうことではないのだけれども、そういう団体をつくつて、その団体の幹部の諸君が一部の政党の運動をやるためにあつちこち飛んで回つてゐるというふうな、そういうふうなことになるか、ねないことを、他の地方局の運営について私ども見ておるわけでありまして、そういう公共事業をはたらかしてということになりかねない

実情にあるのでございまして、そういう政治的な活動を行なうといふことは——団体をつくることにはけつこうですが、そういう性格になること、そういう団体的行動が一体望ましいのか望ましくないのか。いやそれは郵便局の仕事だといへばそれまでのことで、それは運動をどうやらやってもよろしいといふことなのか。——むしろ私は、そうでなくて、そういうことのないようにということが望ましいのじやないかと思ふんですが、いかがですか、こういうことを聞いてゐるわけですか。

○国務大臣(井出二太郎君) 簡易郵便局の受託者は誠実、かつまた適正に窓口の業務に専心当たつていただかなければならぬと思ふのでございまして。ただ公務員という立場でございませぬから、政治的な自由を束縛するといふわけにはまいりません。ただ省として、先ほど来御指摘の十分な監督をせよとおっしゃるわけでございますから、あえて政治的な活動をしなくとも、十分に窓口業務が適切に運営されるような配慮、これは省としてしなければならぬものである。したがつて、そういうような団結をして政治的な要求をされなくても済むような配慮は十分にいたしたいと考へております。

○永岡光治君 私やはり、個人とはいへ、やはり公共サービス機関の仕事を引き受けてその付近の住民にサービスする立場にあるわけですから、中立的な態度で臨むのが望まれてゐるわけでございます。そこで私の意見には大臣も一〇〇%賛成しないかもしれませんが、その趣旨はいいといふことであると思ふのです。そうして見ますと、一体今日の特定局長会の動きなど、私は決して望ましい、政治的な動きをすると思ふばあまり望ましいことではないのじやないか、実はこう思ふわけでありまして、この点については大臣、答弁しにくいでしょうが、ひとつ質問しておきたいと思ひます。

○国務大臣(井出二太郎君) 特定局長会が事実とだけ政治的な関心を持って動いておるかどうかという点は、私まだそれほどつまびらかでは

ございせんけれども、先ほど来申し上げておりますように、仕事は公共性に属した非常に重要な仕事でございますから、さつき簡易局について申し上げましたと同じように、そういうことを極端にしないで済むような配慮を郵政当局としては常に心がけなければならぬものである、こう考えます。

○永岡光治君 特定局長会というのがあります。これはどういう性格の団体でございますか。所管の局長さんでけっこうでございますか。

○政府委員(野田誠二郎君) 全国特定郵便局長会でございますが、これはおおよそ全国の特定郵便局長が組織をしておる団体でございます。おおよそねでございますので、ごく非常に少ない数の特定郵便局長がこの組織に入っていないわけであり、社会的、経済的地位の向上をはかるとともに、郵政事業の発展に寄与すること、これを目的としております。組織としては、全国組織として全国会、その下に地方会、これは地方郵政局の管轄区域ごとに地方会がございます。ただし、東京郵政局につきましては、東京と関東というふうな二つの地方会に分かれております。さらに、その下部組織として、地区会、これは全国で百八十二の地区会がございます。

○永岡光治君 これは任意団体と解釈してよろしゅうございせんか。

○政府委員(野田誠二郎君) お説のように、これは任意団体でございます。

○永岡光治君 特推連というのは、これは郵政省の組織団体というのか、郵政省の承認を得て、幹部には特定局長の会の幹部がみなほとんど横すべりに特推連の会長をやっている。たとえば会長なり副会長をやっているというところは御存じでありますか。

○政府委員(野田誠二郎君) いまお話のように、特推連の役員と全特の役員、これはほとんどの場合ダブっているといえますが、そういう形になっておりまして、ごく一部が別の者である、こういう

うことでございます。

○永岡光治君 そして、その任期がきわめて長い。たとえば十二年、十一年——十年以上というのが大半を占めておると思いますが、特にこれは会長、副会長クラスであります。大体そういう傾向になっておることも御存じでありますか。

○政府委員(野田誠二郎君) たとえば、全国の特について申し上げますと、全特の会長あるいは副会長、その他役員につきましては、平均的な役員に在任しております年数につきましては、いま正確には記憶いたしておりませんが、御指摘のように、ある程度長期にわたってその職についておる、かように記憶いたしております。

○永岡光治君 これはどの組織でも言えることでありますが、あまり一つのポストに長くついていると、会長なんか特にボス化する。これはどの団体でもそういう傾向が強いわけであり、ボス化する傾向にやっぱあるのではないかと、そのことがやはり郵政当局の指導監督なりというものが及びにくい。その指導監督の立場にある郵政当局の意向とは離れて、あるいはそれに従わないと言っているはいへん言ひ過ぎであります。別な立場で動く。その監督の及ばないところが非常に多い。私が見ておるわけであり、それが今日いろいろと特定郵便局長会に加盟している会員の皆さんにも影響して、勤務なりその他のことにいたしましても、これがほんとうの公務員だろうかと思われ、節がしばしばある行動を私たちが見ておるわけであり、そういうことについて、やはり郵政当局はもう少し指導したらどうかと思ひますが、この点はどうに考えておりますか。

○政府委員(野田誠二郎君) 先ほどお答え申し上げましたように、全特は任意団体でございます。したがって、理事の選任その他の活動につきましては、郵政省が直接にといえますが、ダイレクトに監督する、こういう性質のものではないわけでございます。ただボス化して、それがいろいろ業務運営等について支障を与える、もしこうい

う点があるといひますれば、これは当然でありますけれども、全特の構成員、これは役員も含めましてであります。特定郵便局長であります。国家公務員でございますので、この規定の順守、その他あらゆる面で指導いたしておりますし、また今後とも指導していきたい、かように考えております。

○永岡光治君 特定局長会の会長というものが特推連の会長になるわけで、したがって特推連の役員も、十二年なり十一年なり長い期間やつておるんですが、私が心配するのは、これは事業を思えばこそ言っているんです、個人的にどうこうということはどうもございせん。私は、郵政事業が国民のためにまずよかれと思へばこそ申し上げておるわけでございます。そういう長いポストは、郵政当局が指導監督をする場合でも好ましいものではなく、むしろそれはマイナス面が多いと言っているわけであり、だから、あまり長くなり、ボス化するような年限にならないような指導をする必要があるのではないかと。聞けば、特推連は皆さんの指導のもとにできておる会だそうであり、その指導の役員について、もう少し指導性を発揮したらどうかということを申し上げて、その点についてのお答えを求めているわけであり。

○政府委員(野田誠二郎君) 全特のほうの役員の任期は、これは二年でございます。また選任は互選であります。互選であります限り、先ほど申し上げましたように、直接われわれがどうこう言うことはできないのであります。特推連の役員につきましては、お話のように、これは毎年郵政局長が指名することになっております。いまお話しのように業務上非常に弊害が生ずる、非常に支障があると、こういうことがあります場合には、当然郵政局長は互選により全特の役員以外の者を特推連の役員に任命する、かようになるだろうと考えております。

○永岡光治君 それは特に指名するけれども支障があるようであればかえらる。これは通り一べんの答弁だと思ふのです。そうでなくて、ほんとうにもう少し自主性を持った郵政当局の姿勢があつてしかるべきじゃないかということを強調したいわけなんです。特定局長会の役員がそっくりそのまま特推連の役員になるのが今日の事態です。ですから、十年も二十年以上も特定局長の会長をすれば、そのまま横すべりで特推連の会長をやっているわけなんです。それを指名せざるを得ないような状態に追い込まれているのも事実だと思ふのです。だから、そういうことのないように、あまり長い期間すれば決して好ましいものとは言えないと実は思ひます。だから、そういうことについて格段のひつ配を願いたいということをお願いして格段のひつ配を願いたい。もうこれ以上私は、この問題についての追及はやめることにいたしますけれども、どうぞひとつその意味で十分事業のために自主性を発揮した方法でやつてもらいたいと思ひつけてあります。

そこで、特定局につきましても、簡易郵便局につきましても、ましてや個人請負になります簡易郵便局の場合は、私はどうも郵政省の監督指導を離れやすい動きをするのではないだろうかという心配が実はあるわけであり、私は、冒頭この簡易郵便局が設置される際の経緯を申し上げて所見をただしたわけであり、個人に請け負わせたというものは、これは例外である。請け負わせたものでは、これは財政のしつかりした地方公共団体を考へているのだと、あと付随的に農協だとかその他の団体を考へているというものが、当時の小澤郵政大臣ですか、逓信大臣ですか、当時のポスト名は記憶がありませんが、そういうような立場でこの法案を提案しているわけであり、その精神はやはり私はくむべきだと思ひます。個人にこれを請け負わしたあとは監督指導にも、おのずから地方公共団体の職員を指導監督するのとは、もっと違った手の届かないところに行きやすい存在であることには間違ひはないと私は

○永岡光治君 それは特に指名するけれども支障があるようであればかえらる。これは通り一べんの答弁だと思ふのです。そうでなくて、ほんとうにもう少し自主性を持った郵政当局の姿勢があつてしかるべきじゃないかということを強調したいわけなんです。特定局長会の役員がそっくりそのまま特推連の役員になるのが今日の事態です。ですから、十年も二十年以上も特定局長の会長をすれば、そのまま横すべりで特推連の会長をやっているわけなんです。それを指名せざるを得ないような状態に追い込まれているのも事実だと思ふのです。だから、そういうことのないように、あまり長い期間すれば決して好ましいものとは言えないと実は思ひます。だから、そういうことについて格段のひつ配を願いたい。もうこれ以上私は、この問題についての追及はやめることにいたしますけれども、どうぞひとつその意味で十分事業のために自主性を発揮した方法でやつてもらいたいと思ひつけてあります。

そこで、特定局につきましても、簡易郵便局につきましても、ましてや個人請負になります簡易郵便局の場合は、私はどうも郵政省の監督指導を離れやすい動きをするのではないだろうかという心配が実はあるわけであり、私は、冒頭この簡易郵便局が設置される際の経緯を申し上げて所見をただしたわけであり、個人に請け負わせたというものは、これは例外である。請け負わせたものでは、これは財政のしつかりした地方公共団体を考へているのだと、あと付随的に農協だとかその他の団体を考へているというものが、当時の小澤郵政大臣ですか、逓信大臣ですか、当時のポスト名は記憶がありませんが、そういうような立場でこの法案を提案しているわけであり、その精神はやはり私はくむべきだと思ひます。個人にこれを請け負わしたあとは監督指導にも、おのずから地方公共団体の職員を指導監督するのとは、もっと違った手の届かないところに行きやすい存在であることには間違ひはないと私は

○永岡光治君 それは特に指名するけれども支障があるようであればかえらる。これは通り一べんの答弁だと思ふのです。そうでなくて、ほんとうにもう少し自主性を持った郵政当局の姿勢があつてしかるべきじゃないかということを強調したいわけなんです。特定局長会の役員がそっくりそのまま特推連の役員になるのが今日の事態です。ですから、十年も二十年以上も特定局長の会長をすれば、そのまま横すべりで特推連の会長をやっているわけなんです。それを指名せざるを得ないような状態に追い込まれているのも事実だと思ふのです。だから、そういうことのないように、あまり長い期間すれば決して好ましいものとは言えないと実は思ひます。だから、そういうことについて格段のひつ配を願いたい。もうこれ以上私は、この問題についての追及はやめることにいたしますけれども、どうぞひとつその意味で十分事業のために自主性を発揮した方法でやつてもらいたいと思ひつけてあります。

○永岡光治君 それは特に指名するけれども支障があるようであればかえらる。これは通り一べんの答弁だと思ふのです。そうでなくて、ほんとうにもう少し自主性を持った郵政当局の姿勢があつてしかるべきじゃないかということを強調したいわけなんです。特定局長会の役員がそっくりそのまま特推連の役員になるのが今日の事態です。ですから、十年も二十年以上も特定局長の会長をすれば、そのまま横すべりで特推連の会長をやっているわけなんです。それを指名せざるを得ないような状態に追い込まれているのも事実だと思ふのです。だから、そういうことのないように、あまり長い期間すれば決して好ましいものとは言えないと実は思ひます。だから、そういうことについて格段のひつ配を願いたい。もうこれ以上私は、この問題についての追及はやめることにいたしますけれども、どうぞひとつその意味で十分事業のために自主性を発揮した方法でやつてもらいたいと思ひつけてあります。

思うのです。だから、どんなことがあっても、原則としてはまず地方公共団体に頼むのだ、ぜひやってくれと……どうしても、もうそれはやむを得ない、できないという場合にいわゆる消極的にしかそのことを考えない。この方針でいくべきだと思ひますが、もう一度この点をひとつ郵務局長あるいは郵政大臣のほうに御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(竹下一記者) 御趣旨の方針でまいりたいと思ひます。また、法律でもその趣旨を入れまして、同一条件で開局の設置を希望する場合に、まず地方公共団体であると、その次が協同組合であると、個人は三番目であるという順位規定がございますが、その趣旨を尊重したいと思ひます。

○永岡光治君 その趣旨を貫くとすれば、現在、地方公共団体あるいは農協に委託をしておるところも個人に譲け負わせることに変更するということもきわめて消極的にやらなきゃならぬと思ひます。ぜひ現状で維持してもらいたいということ、これはまあ郵政当局として熱心にこの運動を続けるべきだと思ひますが、その点にも変わりないと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(竹下一記者) 二十数年やってきてもらっておりますし、その間たいへん成績を上げていただいておりますので、従来どおり、市町村及び協同組合等はこの仕事を続けていただくように話しかけをし、十分顧み込みたいと考えております。

○永岡光治君 ぜひそうしていただきたいと思ひます。それから、したがって個人請負の場合における委託者の問題ですが、これもやはりこの精神から言うならば、この仕事に明るい、そして国民に、住民に迷惑をかけない、そしてできるだけ公務員たるべき経験をうんと持っているほうがより私は望ましいと思ひます。むしろ逆にこの特定局制度調査会の答申にもありますけれども、自由任用というのにもあまり——反対意見では非常にこの点を気にしているわけでありまして、そのこと

は公共性を非常にゆがめる結果にならないかという心配をしている意見もずいぶんあるわけですから、私もそのことを心配するわけでありまして、自由任用、信用ということあまり重く見ますと、どうしてもこれはおかしな方向にいかざるを得ないようになると過去の例だと実は思っているわけでありまして、したがって、なるべく中立性を維持するためには、そして国民にサービスの適正を期するためには、経験者というのがより望ましいと実は私は考えておるわけですが、もちろん、その前提として信用のない者は、これは別問題です。それはもう根本的にその問題ははずしてしまわなきゃならませんが、信用があり、かつ事務経験と申しますか、そういう、私申し上げましたような中立性を維持する、いま住民に十分サービスできる、そういうような人を極力選ぶべきだと思ひますが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(竹下一記者) 大事な郵便を預かりますし、また大事な預金を預かるという仕事をやっております。そういうことからいまして、やはり簡易郵便局の仕事をやっていただまします人は、その地域社会、地域住民の方々に絶大な信頼を持っている人が望ましいと思ひます。そのことを法律では第三条に明記したわけでございます。まして、まず十分社会的信用を有し、という表現になっておるわけでございます。それからいまいお話がございました事務能力の問題でございますが、私も正直に申しまして簡易郵便局の仕事が、一人を標準とするということでは件数も少のうございまして、事務能力につきましてはさほどむづかしい注文をつけたくないのであります。ちょっと勉強していただければ、これはこなせる程度の仕事だと思ひますけれども、それにいたしまして、かつて郵便局に勤務したとかいうようなことで郵政事業の内容に詳しい、取り扱いに精通しておると、こういう人がございまして、その人が地域社会において非常に信用を得ているというようなケースもございまして、そういう場合に

は事務能力につきまして十分のものを持っておられるというところは、いわば鬼に金棒でございますから、たいへん有利な条件の一つになってくるかと、かように存じます。しかし、まず先立ちますものは地域住民の方々からいかに信頼を得ておるか、いかに信用があるかということがやはり先になるのではなからうかと存じます。

○永岡光治君 もちろん、信用の点は私も否定するものでありません。信用のない者は基本的に誤りでありまして……けれども、同じ信用があつて、事務の経験者と二人競合した場合にどちらをとるかということになれば、やはり事務経験者のほうを優先させるべきじゃないかと、かように思ひますが、それはどうでございますか。

○政府委員(竹下一記者) これはやはりケース・バイ・ケースで、個々の実態に際しましていろいろな点を総合判断をしてきめるべきものではないかろうかと考えるわけでございます。大体いまいおっしゃいましたような信用度合いは全く同一である、その場合に、事務能力につきましては差があるというときは、もうお答えを申し上げるまでもないことでございます。その信用の度合いの実態につきましてケース・バイ・ケースで十分考へて、そして判断をすべきことと思ひます。

○永岡光治君 このことは、すでに同僚の議員や他の委員の方から皆すべて質問した事項でありますから重複は避けますが、ただ、やっぱり長年実態の問題として、特定局なり普通局に勤めて定年退職をされる、あるいは定年に近い年でやめる。その中には統轄局長とかそれ以上のポスト、あるいは課長も含むかもしれないけれども、比較的郵政局段階なり統轄局段階の最高の管理者あるいはそれに近い人は、それぞれ退職されても外郭団体その他に行ける道があるわけでありまして、けれども、特に特定局の場合、今日の実際の問題としては局長代理になつても局長にはなれない。あるいは主事になつても、やめる年齢まででもないかな局長にはなれない。これが郵政事業の魅力が欠いている大きなものの一つであると思ひ

ますが、そういう人はやはり長年郵政事業に携わつて奉公してきた人でありまして、その人の方の処遇というのを考えてみても、私は当然希望者があれば——なきや別でありますけれども、あればそれらの方々にやっぱり配慮してあげる必要があるんじゃないかと思ひますが、この点は大臣のほうに聞いたほうがいいと思ひますが、いかがでございますか。あなたの部下がそういう非常に希望を持っておるとすれば、やはり考えるべきじゃないか、かように考えておるわけでありまして……

○国務大臣(井出二郎君) ただいま永岡さんと郵務局長とのやりとりがございました。その線で私も了承しておりますが、それに加えてまた、いまのような御発言がありましたので、そういうお考えをよく尊重して事に当たる所存でございます。

○永岡光治君 実務能力でありますから、もちろん私は、いま現職にある人がやめた場合の、その人の経験、実務能力というもののみに限定をいたしません。もちろんいま簡易局で実際にその嘱託なり市町村の職員としてやっている人で希望される者があれば、これは一つの実務能力として十分の証明ができるわけでありまして、それはもちろん考へてあげなきゃいかぬと思ひますが、それを含めて、とにかく経験者というものに重点を置いていただきたいと思います。このことを特にお願いしておきたいと思ひます。そのことがやはり公共事業を円満に運行させるためにまた必要なものでもあると私は考へておるわけでありまして、特段にそのことをお願いしておくわけでありまして……

時間もだんだん過ぎてまいりましたが、実は小局運営についても少し触れてみたいと思ひますが、先ほど郵務局長は、簡易郵便局の個人請負について、特定郵便局制度調査会の答申があつて、この中の項目に個人請負をやつたらどうかということがあつたので、これを取り入れたということを経勢の変化の一つにあげております。そこで、これはこの際、郵政当局の考えをた

だしたいと思うんですが、そういう項目も確かにあるわけですね。ありますけれども、また他の小局の運営についての答申もかなりあるわけですね。普通局への改定もほとんどなかったらどうか、基準はいろいろあるけれども、こういうようなこともありますし、私は、御都合のいいところだけをピックアップして、あとは知らぬという答申のとらえ方は、私は不公平だと思つておられます。そこで同じ小局の場合でも、大都市における窓口機関でいま特定局で運営されているところと、たとえば大きな何々火災ビルとか、何々ビルディングという大きな大きなビルの中に設けられる郵便局は必ずしも特定局でなくてもいいと思うんです。その建物が提供してくれるのですから、そして特定局よりはより普通局のほうが事務進行に望ましいことは郵政当局も否定しないだろうと思つておられます。であるとするならば、それらのところはほとんど大いに普通局なりあるいは郵便局の分室なり、そういうものをつくっていったほうがいいんじゃないかと思つておられます、この分局その他について大いに活用しないかという答申が出ておられるので、これについては、方向が出ていながらやっておりますね。これはどのように考えておりますか、将来の方針で。

○政府委員(竹下一記君) 最近東京都内あたりで、ビルの一室に郵便局を開くといったケースがだんだん出てまいっておりますが、この場合には、その事務量が大きい場合には普通局を置くこともございます。無集配の普通局を置くこともございます。それからその土地の状況によりまして、分室を置くこともございますし、特定局を置くこともございますが、おっしゃいますような、何でもかんでも特定局にしておろすというところはございません。

○永岡光治君 私は、普通局そのものを置けというのじゃなくて、特定局でない制度でどんどん、答申にもありますようにこれを活用したらどうか、こういうことを実は申し上げているわけ

です。なるべくならば直轄が望ましいわけですね、方向としては。いま財政が許せば全部直轄にしたのが私は郵政当局の気持ちであらうと思つておられますが、そういう一つの積極的な方向が出ていかるべきものだと思うのですが、その点についてあまり出ていないというのを申し上げておられるわけでありまして、ぜひ分府なりあるいは出張所なり、あるいは普通局なり——特定局長の運営にまかせるのでなくて、その方向を大いに活用すべきじゃないかと思つておられますが、どのような方針ですかということをお聞きしたいと思つておられます、重ねて回答をいただきたいと思つておられます。

○政府委員(竹下一記君) 先ほど申し上げましたように、東京都内のような場所におきましては、いわゆる直轄方式、分室方式で今後だんだんいくものかと思つておられます。またそのほうがベターであると考えます。ただそれ以外のところにつきましては、この特定局制度というものはたいへん長所がございます。歴史も古いし、たいへん利点がございまして、これにつきましては一がいに言えないと思つておられます。

○永岡光治君 私も、特定局制度を活用する面もあることを否定するものじゃありませんけれども、これはむしろ農村地帯のほうがより効果的な性格というものはそうあまり期待できない。たとえば貯金を集める場合もそうですが、そんなのは大した問題じゃ私はないと思つておられます。これは十分検討していただきたいと思つておられます。答弁は求めません。

そこで、この答申の中にもありますけれども、人事の面に触れておられます、特定局長の任用の問題ですが、「地方郵政局長が個々の特定局長を選考するに際しては、これらの影響を排し人選の公平・適切を期するため、必要に応じて選考委員会の如きものを設けこれに諮問すること一案である。」というようにおられるわけですね。これは答申に出ておられるわけですが、その面はどのように検討されますか。

○政府委員(野田誠二郎君) この点につきまして、現行の任用規定で十分に人選の公平、適切が期せられる、こういう考えに基づきまして、特に調査会から出ておられます選考委員会というふうなものをお設ける考えはございません。

○永岡光治君 しかし答申を幾つかしているんだけれども、御都合主義で、都合のいいところだけピックアップして、あとは知らぬということのな

いようにすべきじゃないかと思つておられます。それからこれは、私が繰り返して申し上げておられることに適合するわけでありまして、「特定局長の地位は止むを得ない特例を除いては一般職公務員たるに徹する方針をとるべきで、したがって、特定局長を特別職としてその地位の政治的中立性を失わしめるような措置をとることは適当でない」と、

はつきりこれはいつておられるわけですね。このことはやっぱりいろいろな小局の団体をつくる場合にも十分考慮していかなければならぬ問題でありまして、そのことを私はもう繰り返して申し上げておられるのであります、こういうこともやはり政治的中立性を尊重している答申でありますから、その答申を受けるならば、小局の運営のいろいろな団体その他についても、やはりこのことを基本的な姿勢としてやはり考えておくべきじゃないかと思つておられます、これも何回も繰り返した話でありますけれども、この際、関連をいたしまして、姿勢の問題として一回ただしておきたいと思つておられます。大臣の御答弁をいただきたいと思つておられます。

○国務大臣(井出太郎君) そういう方向が望ましいというふうに理解をしております。

○永岡光治君 そこで特定局舎の整備の問題でありますけれども、これもちょっと資料を持ってきましたが、読むことは省略いたしますけれども、かつて簡易保険の運用権の一部を郵政省に持つてきたときの、あの法律案の通過した際の附帯決議についてであります、積み立て金の三%ですか、三%は郵便局舎の整備に充てるべきである。そのうち半額は特定局、つまり小局であります

すが、その整備に充てよということが附帯決議で議決され、当時の郵政大臣は、これを尊重いたしてそのようにやりますという答弁をされているわけですが、私の調べでは、どうもそのようにしていないのではないかと思います、どうでござい

ますか。その附帯決議を尊重するという大臣の答弁の決意を食言しておられるのではないかと思います、いかがでござい

ますか。

○政府委員(薄呂木繁君) お尋ねのように、昭和三十年七月十九日に附帯決議がなされまして、そのときに「郵便局舎の建設を図るため、来年度以降、毎年度積立金運用総額の百分の三を下らない金額を国に対して貸付すること」という附帯決議がなされておられます。その分につきましては、昭和四十五年度の予算におきまして、この局舎建設財源としての借入れ金は百二十億でございまして、一方、四十五年度における簡保資金の財設計上額は三千九百三十億円でございまして、一応三%強という形にはなっております。

それで、次にお尋ねの、その半分は特定局舎にという問題でございまして、これは附帯決議ではございまして、その附帯決議がなされたときの質疑応答の中で、当時の松田国務大臣が答弁されたくだりというところでございまして、その中に、ただ、いきなりその半分程度ということをお答えしているのではなくて、ちょっとその点を讀ましていただきますと、「局舎の改善計画の建築につきましては、特に普通局、特定局の区別なく、その緊急度に従つて公平に処理して参るつもりでござい

まして、たまたま三〇%の建設に回すための借り入れ金が十数億。そして当時の特定局舎の改善に充てる額が八億程度ということから、大体その半分は特定局の建設に回せるだろうというふうな答弁というふうな私も理解しております。その後四十五年度におきまして特定局舎の予算は十七億になっておりまして、一応当時の八億に比べましてかなりのアップにはなっております。しかし全体の建設勘定のワケは四十五年度二百四十八億でございまして、その意味ではとても半分というふうにはなっておりませんが、これはどちらかと申しますと普通局方面とか宿舎とか、そういう方面にあの当時に予定し得ないような大きな建設が必要になってまいりましたので、したがって特定局舎も八億から十七億とふえてはまいりましたが、それ以上に建設としてやらなければならぬ分野が多くなったために、総体としての半分ということにはなっていないということでありまして、当時の特定局舎に回すという趣旨は尊重しながら進めているというふうに考えております。

○永岡光治君 御答弁がありましたけれども、やはり特定局の改善に使う局舎整備の予算としては非常に少ないと思います。それで、これもひとつ考えていただかなければならぬ問題であります。やはりできるだけ国の予算でまかなえるものはほとんど局舎の整備もしていかなければならぬ。同僚議員の方からも質問がありましたけれども、六十年をこす局舎もかなりあるようでありまして、それを考えますと、そういうものは一氣に解決してもその予算的にはたいした金額ではないと思えます。そういう意味では一億が十七億ですか、これは。そのくらいの金額では当時の予算の価値から比べれば一億が今日では十七億といつても二倍程度であります。そのくらいのものじゃ私はないと思えます。ですからこれも、ひとつ思い切って整備してもらいたいと思うことが一つ。

もう一つ、これはひとつ貯金局長のほうにも御協力を願わなければならぬ問題だと思うのです。

れども、貯金の剰余金、というところへんない方でもありますけれども、かなりの金額、一千億近いものがあります。約一千億のものがあつたが、特に窓口機関の事務量の配分を見ますと、貯金の分野が占めるのは約六、七〇%あるわけでありまして、貯金事業としてこの特定局の局舎の運営についてはかなり経費を支出してもいいのではないかと、あるいはいふまでもないのではありませんか。これは考えておるわけでありまして、その意味ではこれを何か積み立て金——この剰余金を活用して特定局の局舎整備に貢献するようなものができないものかどうか。私はあるのではないかと思つておるわけでありまして、その点はどういうふうに考へておられますか。また、これは経理局長のほうにも関係があると思いますが、ひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(清呂木繁君) 御承知のように、現行制度でまいりますと、一応郵便貯金の剰余金は郵政会計の中で積み立て金としてこれを計上するようになっております。御承知のように、郵便貯金につきましましては、過去においても赤字を出した例がございまして、なお今後郵便貯金の利子がどういふふうに変遷をするか、そういったようなことを勘案しますと、一応現行法上では、やはり郵便貯金の剰余金は、将来の郵便貯金事業の悪くなったときの予備のために利益を積み立て金として残しておくということが筋であるかと思ひます。したがって、これを郵政事業のほうにそのまま繰り入れて使つてしまふということは問題があるかと思ひます。ただお尋ねの点はそういうことではなくて、何かその積み立て金の資金を郵政会計の中で局舎資金に利用するということかと思ひますが、その点になりますと、一応いまの郵政事業特別会計の中の建設勘定の財源といたしましては、御承知のように自己資金でやる場合の減価償却費、そういうものを引き当ててな不足する場合、借り入れ金によつております。この借り入れ金は簡保のほうの積み立て金の運用を受けて、それを借りるという形になっております。し

たがひましてその簡保積み立て金の借り入れ金にプラス郵貯の、いわゆる一種の積み立て金になります。その運用を受け入れるということになります。受入れ側といたしましては、郵政事業のほうも同じ形でございまして、やはり郵便貯金のほうにおきまして、その積み立て金は運用部で六分五厘に運用しておりますし、私のほうで簡保から借りておるのもそれ相当の利子を支払つておりますので、やはり同じような状態になるのじゃないかという感じがいたします。

それからさらに、そういう真正面な言い方ではなしに、運用である程度郵政会計の自己資金的な扱いができるのではないかと、この点も考えられるわけではございますが、それはいまでも郵便貯金の会計から建設財源として設備負担金というものを出してあります。ことしも五十九億出してあります。この設備負担金というものは、言うなれば郵政会計の中の損益収支差額の一部と考えられます。私のほうからいへば、郵政省の中でのいろいろな建物を建てているうちの郵便貯金の分担当を郵政会計に回して繰り入れておるわけではございまして、その意味においては一種の資本借り入れという形で、無利子で郵政会計の建設財源になっているというところでございまして、ただ、この場合でもやはり理論的な付けを回しませんと問題になるわけではございまして、ことしの五十九億も一応、郵便貯金会館を建てる経費とか貯金局を建てる経費のほかに、郵便局を建てる場合にはそれ相当の分担当を回してあります。特に、先ほど永岡委員から御指摘がありましたように、特定局関係につきましましては、かなり貯金の占めるウェイトが大きいです。かなり理論的な点が出し得ますので、その辺はかなりのパーセンテージをかけて、特定局をこれだけつくればそのうちの分担当はこれだけですよ、ということでもって郵政会計のほうに付けを回してやらせてあります。いまの分担当のしかたは面積比でやっております。まあ、ことしあたりの特定局の分担当率は二四%を貯金に付けておりますが、この点ももう少し何かいい理由があり得るなら

ば、少しでも郵政会計のほうに、理論的に許す限り回し得るものは回したいというふうに考えております。現状では一応二四%という形でもつて、郵政会計のほうから分担当をもらつて、こういうふうになっております。

○永岡光治君 私の上申するのは、いまの特定局の局舎の新築の場合、個人の局舎の場合でもその受け入れ料の算出は——つまり借料の算出は、それはやはり償却を見込んでの算出ですから、あまりたいしてありがた味がないわけですから、それならば直轄化したほうが望ましいという方針であるのだから、その資金に相当するものを貯金の積み立て金やその他のほうから、もうちょっと大幅に借りてきてやつても、その分だけ利子を返済すればいいわけですから、償却分を含めて、ちょっと個人に提供させて得にならないものであるならば、そういう意味の資金を貯金なり保険の会計のほうから借りるということ、そういう方法も考へていふんじゃないかということ、そういう方法も考へていふんじゃないかということ、それはもちろん、それぞれの法規がありますから、そう一氣に簡単にできるとは私も必ずしも考へておりませんけれども、そういうような方向でやはり努力するということ、その方向がちょっとない。現状維持じゃないか——これが郵政事業の共通した姿勢だと思ひます。積極的に飛び出していかうというものがちつともない。そういうものを考へたらどうか、こういうことを申し上げておるわけでありまして、十分検討してもらいたいと思ひますが、いかがでありますか。

○政府委員(清呂木繁君) ただいまのお尋ねの点でございまして、一応国費で改善するという問題については、先ほど私、御説明申し上げた方法でやり得ると思ひますが、ただいまの私費でやつていふ分についても、やはり家賃の中に償却、そういったものが含まれているのだから、ほとんど同じであるから、それを私費でやるよりも国費でやるような方向で、という点であらうかと思ひますが、実は御承知のように、国費でやる場合には金

利負担、これは簡保から借りているわけですが、六分五厘、それに減価償却は大体二十五年でやっております、三分六厘くらいということ、御承知のように建物の関係の金利負担は割一厘です、か、なるかと思ひます。ところが御承知のように、自費の場合は家賃率が一割二分七厘になつておりますが、一方、地代は四分で払つております。したがって、特定局のほうの自費のものについては、いまのところ地代が非常に高いのですから、一応比較いたしますと、いまのところは借料でやつたほうが、結局、安いという値料を払つていくことになるわけですが、一応、現在の借料方式によつたほうが、国が自分で借りるよりも金利負担としては安くなつていくというのが現状でございます。しかし今後いろいろ問題が起つてくれば、当然お説のような問題を検討しなければならぬと思つております。

○永岡光治君 それは確かに多少の金利の開きがありますが、その犠牲に比較をして――まだ個人経営だと考へている局長もいるのです、實際問題として局舎を提供しているがゆゑに。その辺が事業の面に非常に悪影響を及ぼすものが多いのです。ですから、その金利の犠牲と比較するならば、もっともとおつりがくるくらいの運営になるのじゃないかという意味のことを私は考へているから、将来の問題として検討していただくようお願いをしておきたいと思ひます。

それから普通局への改定の問題も一応基準があるわけでありまして、それからそれと関連をしますけれども、国営でやるべき特定局の基準も、二十五名でしたか、定員が一応あるようでありまして、私は将来、普通局がだんだん整備されていく時代になりますと、何百億かの手算で使ひ残しがあるとは言へませんが、順次整備されれば、特定局段階に相当国費で手をつけたほうがいいのじゃないか。したがって二十五人の基準をもう少し下げるべきじゃないか。また、そういう時代が必ず来るだろう。こういうのは、この郵政局でも建築を遊ばすわけにはいきませんので、

それに応じた一つの局舎計画というものを立てなければならぬので、基準をこの際考へ直したかどうかと思つてゐるわけですが、これは郵務局長ですか、経理局長になりますか、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(竹下一記君) この問題は財源がからみますから、経理局長も発言をすると思ひますが、私の立場から申し上げますと、現行基準は大體適當だと思ひますけれども、ずっとこれで長年通していいと思つておられませんが、実情の推移を見ながら実態に合わせていかなければならぬと考へます。ただ、特定局長がみずから局舎を建てたいという意思は、ながめておられます、かなり旺盛なものがございまして、そういう意思がある場合に、あえて国費で臨むということも、これは政策としては望ましくございませぬし、従来国費と自費建設と二本立てでやつてきた経緯もございまして、そういう実態もながめ合せて、今後慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○永岡光治君 時間がまいりましたから最後の質問に移りますが、いろいろ申し上げましたけれども、小局の運営については、現状を私は必ずしもいいとは思つておりません。まだ検討を加へべきものがたくさんあるかと思ひます。簡易局を含めた小局運営の全般のあり方については、また先ほど申し上げました東京都内における特定局に相当するものは、これは分室なり出張所十分間に合うものもありまして、あるいは地方の特定局のあり方、運営についても、あるいは指導監督につきましても必ずしも私はいまだ十分と思つておりませんし、ずいぶん問題のあることも聞いておるわけですが、それらをいろいろ考へてまいりますと、小局運営は財政の問題もありまして、公共事業と独占と、それから収益性というものをどう考へていくかということからみ合せてた郵政当局の、小局の今後のあり方について、もっと抜本的な検討をする必要があるのではないかと考へますが、それらの問題について

郵政当局は検討をするだろうと思ひますが、心がまえはどういうものであります。ぜひ私は、そういう検討をしていただきたいと思つたわけでありまして、この際、御答弁を大臣及び郵務局長等からいただきたいと思つたわけでありまして。

○政府委員(竹下一記君) 小局は郵政の窓口機関の中で圧倒的にその数が多いわけでございますし、かつて特定局制度につきましてもいろいろと議論をされた歴史もあると思つております。いまお話がございまして、小局をいかに能率的に、かつ経済的に運営していくかにつきましては、これは古くして新しい問題、また今後の問題でもあるわけでございます。小局運営について基本的なポイントに絶えず私どもはメスを入れながら、今後小局問題に対処していかねばならぬわけでございます。きわめて重要な項目であるし、郵政事業全体の運営の上から小局問題はきわめて大事だと考へておりますので、今後十分この問題については対処してまいりたいと思ひます。

○国務大臣(井出太郎君) この間も申し上げましたが、四月二十四日から郵便事業の対策協議会を発足させました。この機関を通じて、先般来特に永岡さん御指摘の小局運営の問題もひとつ十分な検討をいたしてまいりたいと、かように存じます。

○永岡光治君 その際に、やはり實際これに携わつて経験をしておる職員側の意向を――どうあるべきかという段階における政策を決定するにあつては、やはり意見を聞くべきだと私は思ひます、これにはもちろん御異論はないと思ひますが、そのように理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(竹下一記君) 小局問題につきましてもいろいろと検討を加へていかなければならぬと思ひますが、最終的のもの判断は郵政省の判断によつて、かつ省側の責任においてこれをきめるといふ姿勢はくずしていけないと思ひます。ただ、その過程におきましては、職員あるいは組合等の意見には十分耳を傾けなければならぬと考へます。

○永岡光治君 これで最後の最後になるわけですが、私、冒頭に問題にいたしました郵政事業の独占性と公共性という問題を考へて、この小局の指導監督については十分もつと配慮していただきたいということを申し上げたわけでありまして、この質疑応答の中で、郵務局長の答弁ですと、この簡易郵便局の取り扱いがきわめて簡単だといふふうな割り切つておられるようですが、これは事務量は少ないけれども内容はきわめて大きいものがたくさんあるわけでありまして、あなた方が出したこの表でも、金銭に關係するもの、信書の秘密に關係するもの、たくさんあるわけでありまして、決してこれはないがしろにする簡単なものではないと思ひます。量こそ少ないけれども、なかなかこれは重要な仕事であるということに真にひとつ御銘記をお願いいたします。その住民なり国民に及ぼす影響というものをよくと勘案いただきまして、特定局制度調査会の答申にもありますけれども、こういう公務を扱う者があまり政治的な動きをしてはよくないという、そのとおりでありまして、あるいはまたその運営にあたりましては国民に迷惑をかけないように十分指導監督を行なうべきだと思ひますが、このことを特に要望し、この点について大臣の最後のお答えをいただきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(井出太郎君) 数々承りましたことを、一つのアドバイスとして受けとめまして、この簡易郵便局法の運営はもとより、小局全般にわたつて、御指摘の点を十分注意してやつてまいらうと思ひます。

○野上元君 ちょっと関連質問をさしてもらいたいのですが、いまの永岡さんの最後の質問の問題と関連があるのですが、監督、統制の問題ですが、簡易郵便局というのは郵便官署ですか。

○政府委員(竹下一記君) 郵政省設置法上の郵便官署でございます。

○野上元君 そうしますと、完全な請負事業である、こういうふうな認識してよろしいですか。

○政府委員(竹下一記者) 法律等では委託ということばを使っております。委託ということばの内容はいろいろと定義があるようでございますが、請負ということばとたいへん似通ったところがあるようでございまして、通常、委託は請負みたいなことばでいわれることもあるわけでございまして、厳格に申せば多少の違いがあるようでございします。

○野上元君 そうしますと、簡易郵便局でかりに事故を起こした場合、利用者と簡易郵便局との関係、あるいは利用者と郵政省との関係、これはどういふふうになるか。委託した、あるいは請け負わした事業主と利用者との間の事故の問題については、これをお互いで解決する義務がある、郵政当局には直接の責任はない、こういうふうな理解でありますか。

○政府委員(竹下一記者) 委託関係で、郵政事業の一部をやってもらっているわけでございしますが、利用者に対しては郵政省がやったと同じ効果があらわれるわけでございします。したがって、簡易局の取り扱い者と利用者との間で何かトラブルが起ると、損害を与えるというふうなことがかりにありました場合には、その賠償は省がいたします。

○野上元君 いままで簡易郵便局で事故が起きた場合に、郵政当局が利用者のこうむった損害については賠償する、しかしその郵政当局と、今度は受託者との間の最終的な問題を解決しなければならぬわけですね。その場合にいままでは、地方公共団体あるいはその他の公共機関と郵政省との間に契約関係があるのだから、ここで責任関係が生ずるわけですが、その場合にさらに個人に地方公共団体が下請みたいなのをさしているという場合に、そういうふうな関係はいままではどうなっておったのですか。と同時に、地方公共団体は実際に直接仕事をやっているわけじゃない、またさらに委託をしてやっているということになると、地方公共団体は直接責任がない、したがって事務を行なっておる受託者から金をとって、そうしてそ

れを郵政当局に賠償すると、こういう手続になるのですか。

○政府委員(竹下一記者) 従来ですと、かりに個人が再委託を受けたような形でやっておりますけれども、実態的に契約のたてまえといたしましては、受託者はあくまでもその市町村であり、協同組合なんです。したがって、事故が起きた場合の責任につきましては、省と、その契約上の相手方、つまり市町村あるいは協同組合との間の関係になってくるわけでございまして、団体の中で内部事情として個人に再委託をしておるとか何とかいろいろなことがあったにいたしまして、そういうものはその団体の内部事情でございまして、省との関係では直接に姿は出てこない、あくまでもその市町村との関係になるわけでございします。

○野上元君 過去の経験によると、損害を与えた金を回収できなかったという事例はないのですか。

○説明員(中根敬一君) 事故、犯罪に基因するものにつきましては、過去の例に徴しますと全部回収されておりました。回収未済というものはございしません。なお、回収の分担につきましては、具体的な事例を見ますと、分担の問題といたしましては、当人と半々でやっておる、あるいは当人が全部負担しておる、当人というのは親戚、同族の関係も含めまして、全額持っておるというのがあります。形式は一応、受託者のほうが責任者になっておるものですが、受託者から回収をするということにございまして、実態はそういうことになっておるわけでございします。

○委員(近藤信一君) ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員(近藤信一君) 速記をつけて。他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○永岡光治君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となっております簡易郵便局法の一部を改正する法律案に対し、反対の意を表明するものであります。

郵政事業の使命は、国民の日常生活に密接な関係を持つ郵便、貯金、保険等のサービスを全国あまねく公平に提供することでありまして、きわめて公共性の強い事業であることは申すまでもないところであります。したがって、郵政事業にとりまして、窓口サービスの全国普及、特に僻地に対するサービスの均てん化ということが一つの重要命題であることも、また多言を要しないところであります。

このような観点から、わが党は、かねてから僻地における窓口サービスの普及については、いささかもこれに反対するものではないのであります。ただ、従来から委託方式の簡易郵便局制度によることには反対の立場を貫いてまいりましたのであります。それは、このような委託制度は、利用者へのサービスの十分でなく、また国民に対する国の責任をあいまいにするばかりでなく、後に述べるとるような多くの弊害を伴うものでありまして、したがって、われわれは、国民に十分なサービスを提供し得る直轄機関としての郵便局またはその分らないし出張所などの制度によることが、本来の正しい郵政事業の姿であるという基本的立場をとるからであります。

しかるに、今回の改正は、われわれのこのような主張に反するばかりでなく、委託範囲を個人にまで拡大しようとするものでありまして、その本旨においてとうてい容認しがたいところであります。このような改正に伴う委託制度にまつ矛盾や弊害につきましては、すでに先般の質疑で明らかにされておりますが、私は、以下最も重要な点にしばって、本法案に反対する理由を申し上げます。

その第一は、個人委託はかつての請負制度の悪弊の復活につながるおそれがあるということです。戦前の請負郵便局制度は、きわめて近代的な雇用関係と労働者の犠牲の上に成り立っていたもので、これに由来するものもろの弊害につきましては、いまさら申し上げるまでもないところであります。簡易郵便局法の制定当時、政府もこのような経緯を十分理解され、個人委託は行なわないことを明言されていたのであります。にもかかわらず、今回政府は、社会事情の変化等に藉口して、旧弊再現のおそれのある個人請負制度を復活させようとしているのであります。このようない時代逆行の施策に対しては、われわれはもちろん、郵政従業員もひとしく不安を抱かざるを得ないところであります。

第二は、この制度が政治的に利用されるおそれがあるという点であります。

現在、特定局長の連合体と一部の政党との間には、特別な緊密関係が温存され、相互にその勢力の維持、拡大のために活動が続けられておりますことは、隠れもない事実であらうかと存するのであります。私は、かくては天下の公器が政党の私物化されるという批判を免れないことを憂うるものであります。このことは、特定局長の任用と深い因果関係を持つものでありまして、従来からその選考は、実務経験などよりも、いわゆる社会的信用に藉口して一部政党勢力を代表する地方有力者に偏向していたことが大きな要因をなすものと考えられるのであります。

ところで、今回の改正案による個人である受託者の選考について考えますと、法文上の表現はきわめて抽象的でありまして、その運用は特定局長の場合と同様か、あるいはそれ以上に、いわゆる有力者のほうに傾斜することさえ懸念されるのであります。かりに本法案が成立された場合におきまして、われわれは簡易郵便局の事務の実体にかんがみ、特に実務経験を優先させることを強く主張するものであります。言うまでもなく、これらの受託者は完全に政治活動の自由を有するのでありますので、その人選いかんによって

は、特定局長の場合以上に、政治団体的な色彩の濃い組織となつて一部の政党と結びつき、その下部組織として拡大強化されてゆくというような事態も想像に難くないのでありまして、もしそうなれば、それこそ公共性を生命とする郵政事業の将来にとりまして、重大な禍根を残すものであることを警告せざるを得ないのであります。

以上、わが党が本法案に反対する理由を要約して申し述べたのでありますが、四年にわたつてうたかたのごとく消え、消えては生じ、本法案が提案されたのでありますが、かりに万一、本法案が可決実施されるようなことがありました場合には、郵政事業を愛するがゆゑに持つ私のこのような危惧が単なる杞憂に終わりますことを強く期待いたしまして、私の討論を終わります。

○長田裕二君 私は、自由民主党を代表いたしました。簡易郵便局法の一部を改正する法律案に對し、賛成の意を表するものであります。

申すまでもなく、全国あまねくサービスを提供することは、公共事業たる郵政事業の最大使命の一つでありまして、事業に要求される経済性との関係をいかに調和させつつこの目的を達成することということは、事業運営に当たつての重要な課題であると存じます。簡易郵便局制度は、郵政事業の持つ公共性と企業性との調整をはかりながら、へんびな地方における郵政窓口の普及に今日まで多大の成果をおさめてきておるところであります。

しかしながら、最近における傾向を見ますと、全国になお二千万以上もの要設置地区が残されているにもかかわらず、地方公共団体その他の団体に委託することによってこれらの地区に設置することは困難な状態でありまして。

今回の改正案は、このような実情にかんがみ、受託者の範囲に一定の要件を備えた個人を加えることによつて簡易局の設置の促進をはかり、あわせて、その取り扱い事務に老齢福祉年金等の支払いを加えること等によつて、地方住民の利便を一

そう増進させようとするものであります。時あたかも、いわゆる過疎地域の振興対策が重要な国策となりつつある今日、この施策はまことに時宜を得た措置であると認めるものであります。

しかしながら、簡易郵便局制度の運用にあたりましては、特定局制度との関連等、慎重かつ適切な配慮を要する点があると考えられますので、この際、これらの諸点について、附帯決議をもつて政府に要望することを提案いたしたいと存じます。

まず、附帯決議の案文を朗読いたします。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の実施にあたり、次の各項につき特に配慮すべきである。

一、郵政窓口普及の現状にかんがみ、直轄窓口機関の設置についてもこれを推進するとともに、受託者の範囲拡大を機会に特定局の縮少を行なわねばならないこと。

二、簡易郵便局の事務量はほぼ一人を標準とする。

三、個人に委託するときは、十分な社会的信用とともに郵政窓口事務を適正に行なうため必要な実務能力に重点をおいてこれを選考すること。

四、受託者の範囲等の拡大に伴い、簡易郵便局の指導監督について、さらに適切な措置を講ずること。

右決議する。

ただいま朗読いたしました附帯決議案は、先般来の本委員会における審査の経過を参酌して起草いたしましたものでありまして、その趣旨につきましては、委員各位の御了解をいただけるものと存じますので、あらためての御説明は省略させていただきますが、何とぞ全会一致御賛成くださいますようお願い申し上げます。

最後に、簡易郵便局の取り扱い事務の範囲をさらに拡大することについては、それぞれの地域住民の強い要望があり、本委員会の審議過程におい

てもそういう趣旨がたびたび強調されたことは御承知のとおりであります。郵政省は、支障のない限りそういう方向で今後さらに検討されることをこの機会に強く要望いたします。

これをもちまして私の賛成討論を終わります。○塩田啓典君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました簡易郵便局法の一部を改正する法律案に對して、賛成の意を表するものであります。

簡易郵便局法においては、その第一条に「郵政事業の役務を並びに地方にまで広め、」とその目的を定め、第二条には、その事務量が著しく少いため、委託することが経済的であると認めるときと、その委託する場合の条件を定めております。

今回の改正は、過疎地域における要望に答え、簡易郵便局という弾力的な制度をさらに一そう活用して、これら地域に對して郵政窓口サービスを普及させようとするものであります。

現在、全国においても簡易局の設置を必要とする箇所は、二千二百カ所も残されておりますが、そのうち千七百カ所には受託すべき地方公共団体もしくは組合の施設がないため、現行法では簡易局の設置は不可能の状況であります。今回、法律を改正して、受託者に個人を加えることにより、これらの地域に郵政窓口サービスをあまねく公平に提供することが可能となり、より一そう簡易郵便局法の目的を達するものと理解するものであります。

また、世界第二の国民総生産に象徴されるわが国の高度経済成長は、そのひずみとして、地方農山漁村に過疎化の現象をもたらし、今日その対策が強く叫ばれているにもかかわらず、その具体的施策は遅々として進まない状況であり、残念ながら過疎現象は今後もなお、当分は続くものと思われまふ。したがって、へんびな地方にまで郵政窓口サービスを提供する簡易郵便局制度は、今後ますますその重要性を増してくるものと考えます。

政府は、今回の受託者の範囲等の拡大に伴い、へ

んびな地方生活者に対して、郵政窓口機関を積極的に普及させ、住民のサービスにつとめるよう強力に推進してもらいたい。

なお、個人受託に對する選考基準及び委託者に對する国の保障基準等についての細則は早急かつ適切にこれを決定し、運営に万全を期していただきたい。

また、簡易郵便局の指導監督については、さらに一そう留意せられるとともに、特に委託者の向上のための研修会等には、格段の努力を払われ、この制度の本来持つべき機能と特質とを十分に發揮させ、地方生活圏の発展と向上に寄与せられんことを要望して、私の賛成討論といたします。○村尾重雄君 簡易郵便局法の一部を改正する法律案に對しまして、私は民社党を代表いたしまして賛成いたします。

この改正法律案は、簡易郵便局の受託者の範囲を広げて個人を加えることによつて、窓口機関の増置を促進するとともに、二つには簡易郵便局の取り扱い事務の範囲に老齢福祉年金等の支払いの事務を加えることによつて利用者の利便をはかりうとしていくのであります。今日の簡易郵便局の実情から見て適切な措置であると考えます。

まず、簡易郵便局の受託者に個人を加えることではあります。これについてはいろいろ経過もあり、また心配される向きもあるものであります。戦前の請負制度に戻るのではないかと、こういう心配が特に強いのであります。また、たとえば、二、三人の無集配特定局の設置基準を変えるようなことがありはしないか、設置基準を変えて、簡易郵便局と同じように契約制度に変えて、契約制度を拡大するのではないかと、こういうような心配が出されました。これらの質疑に對する当局側の、その心配はないとの答弁を私は信じます。

また、現在の簡易郵便局の設置状況並びに実情等から見てこの改正法案をばは認する立場をとるのであります。もちろん、本改正案実施に当たりましては、いずれの法もそうであるごとく、法を運用していくのは人でありまふ。取り扱い業務は

すべて個人の秘密に属することと大切なこととあります。人選にあたりましては十分な配慮を特に要望しておきます。

次に、簡易郵便局設置の条件並びに手数料等の算出基準あるいは指導監督の強化等については、委員会審査の過程において指摘された意見を十分尊重して今後検討されたいのであります。

○委員長(近藤信一君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)(衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(近藤信一君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました長田君提出の附帯決議案を議題といたします。

長田君提出の附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(近藤信一君) 全会一致と認めます。

よって、長田君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(井出太郎君) 本件に関しましては、慎重なる御審議の上、御可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしまして、今後の郵政事業を進めていく上におきまして、御趣旨を十分尊重してまいりたい所存でございます。

○委員長(近藤信一君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

別に御発言がなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

四月二十四日本委員会に左の案を付託された。

一、簡易郵便局法改正に関する請願(第二二四二号)(第二二五六号)(第二二七八号)(第二二七九号)(第二四八四号)(第二四八五号)

(第二四八六号)(第二四八七号)(第二五一二号)(第二五二三号)(第二五二六号)(第二五一八号)(第二二七二七号)(第二二七八号)

第二二四二号 昭和四十五年四月十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(三通)

請願者 岡山県吉田郡奥津町羽出羽出簡易郵便局内 菅谷操子外二名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二二五六号 昭和四十五年四月十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 島根県那賀郡旭町越木簡易郵便局内 松本松市

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二二七八号 昭和四十五年四月十一日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡佐多町伊座敷五、

九二九〇四一七大中尾簡易郵便局内 山下要
紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二二七九号 昭和四十五年四月十一日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 福島県東白川郡瑞穂町大字真名畑真名畑簡易郵便局内 鈴木大亮

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二四八四号 昭和四十五年四月十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 高知県幡多郡大方町伊田簡易郵便局内 亀井忠敬外一名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二四八五号 昭和四十五年四月十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市千丈駅前千丈駅前簡易郵便局内 菊池俊一郎

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二四八六号 昭和四十五年四月十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(三通)

請願者 宮城県登米郡迫町新田字上葉ノ木沢一葉ノ木沢簡易郵便局内 佐藤正見外二名

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二四八七号 昭和四十五年四月十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 山形県北村山郡大石田町大石田町長 高桑喜之助

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二五一二号 昭和四十五年四月十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 香川県三豊郡山本町神田簡易郵便局内 近藤八郎

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二五一三三三 昭和四十五年四月十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 長野県須坂市旭ヶ丘町旭ヶ丘簡易郵便局内 小林文雄

紹介議員 長田 裕二君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二五二二二 昭和四十五年四月十五日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡植木町植木駅通簡易郵便局内 中井紀子

紹介議員 長田 裕二君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二五八一一 昭和四十五年四月十五日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(六通)

請願者 岩手県釜石市大平町釜石簡易郵便局内 浜川才次郎外五名

紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二二七二七 昭和四十五年四月十六日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 岐阜県加茂郡七宗村神淵上神淵簡易郵便局内 中島彰造

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二七八号 昭和四十五年四月十六日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(五通)

請願者 島根県浜田市上府上府簡易郵便局

内 佐々木知世外四名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

昭和四十五年五月十六日印刷

昭和四十五年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局